

亀山市産業振興条例の一部改正について

1 現行奨励制度の概要

奨励措置対象条件					奨励措置		
事業区分	事業者区分	立地区分	投下固定資産総額	新規雇用者等	奨励金額 (企業立地奨励金)	各年度 限度額	奨励 期間
製造業等	中小企業者以外	新設 /増設 /移設	5億円以上	10人以上	①土地取得価額相当額 ×25/100×1/3	1億円	3年
	中小企業者	新設		5人以上	②指定施設に係る各年度の 固定資産税相当額 ×50/100		
		増設 /移設	1億円以上	増設・移設 前の雇用者 数以上	※①または②のいずれか		
物流関係	区分なし	新設 /増設 /移設	5億円以上	10人以上	指定施設に係る各年度の 固定資産税相当額 ×50/100		

雇用促進奨励金⇒立地に伴う雇用者のうち市民1人につき30万円を交付(上限額3,000万円・1回限り)

2 奨励制度の変遷

- ・平成14年5月 亀山市産業振興条例制定(平成17年1月 市町合併に伴い新市において同条例制定)
- ・平成20年3月 奨励制度内容の見直しに伴う一部改正
 - ー主な改正内容ー
 - 中小企業及び既存企業を対象とした奨励措置の拡充(投資・雇用に係る要件緩和、「移設」を奨励対象に追加)
 - 土地取得相当額に対する奨励措置の実施
 - 立地場所の特定、第3ランクの奨励期間及び交付限度額の変更、指定事業者の責務を規定 など
- ・平成28年3月 奨励制度の期間延長に伴う一部改正
 - ー主な改正内容ー
 - 公共事業に伴う事業所の市内移転を対象に追加
 - 奨励措置対象事業者とする要件のうち雇用要件を緩和
 - 企業立地奨励金の3年間での上限額を3億円に統一
 - 雇用促進奨励金を新設(市民の雇用に対し1人当たり30万円、上限3,000万円)
- ・令和4年3月 奨励制度の期間延長に伴う一部改正
 - ー主な改正内容ー
 - 投下固定資産総額のうち土地取得日要件の緩和

3 奨励金の交付実績等

①交付額・件数

(千円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(見込)	計(見込)
交付総額	40,570	57,710	114,810	247,730	460,820
交付件数	2	3	5	8	18(重複事業者あり)

②奨励措置指定件数

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(見込)	計(見込)
件数	1	4	3	0	8

4 奨励制度の検証

主な成果

■税収の増加

・平成16年度から令和6年度までに奨励金を交付した16事業者に対する奨励金5,520,810千円に対し、事業者からの税収(固定資産税・都市計画税)は、約51,941,000千円である。

■就業機会の拡大・雇用の促進

・平成16年度から令和6年度までに奨励金を交付した16事業者において、約2,600人の新規雇用

■企業の新規立地に伴う投資の促進

・平成16年度から令和6年度までに奨励金を交付した16事業者が約1,758億円の投資

主な検討課題

■奨励措置対象地域内の産業用地が残り少ない。

・亀山・関テクノヒルズ内の空き用地は、1区画となっている。

■奨励措置に対する効果が限定的である。

・投資額が少ない事業者は、交付した奨励金に対する税収や雇用への効果が少ない。

■居抜き物件を活用する場合は、奨励金の対象外とする必要がある。

・居抜き物件を活用して操業する場合、奨励措置の対象となるが、税収増は限定的である。



5 奨励制度見直し内容

(1) 奨励措置対象事業者の要件の見直し

- ①「物流機能を有する保管施設事業」を削除
- ②投下固定資産総額を引上げ
- ③新規雇用者等の数を見直し

(2) 「新設」、「増設」及び「移設」の定義見直し

(3) 条例の終期を延長